

---

## 開講にあたって

---

最近の戸籍実務は、届出事件の処理であれ、戸籍情報の公開請求に対する処理であれ、極めて複雑化、高度化しており、なまなかの知識では円滑な対応は難しいものになっているように思います。

「最近では、年々届出数が増加し、また、複雑化しているように感じます。涉外事件はもちろん、日本人同士の届出でも、非常に慎重な内容審査を求められるケースも増えており、戸籍の深い知識と豊かな経験の必要性を痛感していますが、一朝一夕で身につくものではありません。」(戸籍誌863号37頁)、「最近、届出が増えつつある離婚、養子縁組、養子離縁届やそれに伴う不受理申出等、窓口で受理する私たちは、人の人生に関わる大変重要な仕事を任されています。届書の正確な審査もさることながら、窓口に来た方にわかりやすく説明する力も、私たちには不可欠です。自信をもって説明できる力をつけていきたいと思います。」(戸籍誌865号84頁)、「戸籍関係の届出は多種多様。奥が深い。『こんなケース初めて、本で調べないと…』。」「戸籍謄抄本等の交付も本当に気を使います。この人には交付できるのか、出来ないのか、平成20年5月の法改正以降窓口トラブルは急上昇。」

これらはいずれも現場の皆さんの声です。ここには、現在の戸籍事務の有する高度の専門性と複雑性に対する的確な現状認識とそれを克服しようとする姿勢を見てとることができます。

届出事件や戸籍情報の公開請求に対する適切な処理のための努力と工夫はいつの時代にもなされてきました。しかし、現代はその必要性がより強く求められている状況にあると言えるかと思います。まことに現代の戸籍行政における事務内容の質的アップと量的拡大は極めてドラマティックなものがあるように思います。このことは、当然のことながら、日々の届出事件や戸籍情報公開請求事件等の迅速かつ的確な処理という側面からはさらなる事務処理体制の充実・向上が期待されることになっていることを意味しています。

そのために留意されるべき問題はいくつかあると思いますが、とりわけ重要なことは、事務処理能力の向上であり、事務処理能力を培い、発展させるためにどうすればよいかということであろうと思います。このような問題認識は既に多くの関係者の皆さんによって共有されていることでもありましょう。問題はそれの実現のための学修へのアプローチの方法が一つの大きな課題であるように思います。

そのような視点に立って改めてその課題実現のための方法論を考えると、まず留意しなければならないと考えられる事柄は何かと問えば、戸籍事務のもつ本質的内容・性質をしっかりと押さえておくことであろうと思います。

つまり、戸籍実務とりわけ多くの重要な届出事件は実体法である民法等の規定に基づく身分関係（身分的事実）の発生・変更・消滅という事象を手続的に公簿に登録・公証する手段として、手続法である戸籍法令を中心にその内容が規律されているということです。

このことは必然的に戸籍関係法令のみならず、実体法である民法等の関連規定についての基礎的知識を会得することが適正処理に不可欠な前提であることを意味します。つまり、実体法と手続法を常にセットで捉え学ぶという姿勢が大変重要だということです。

私は20年以上にわたり市町村の職員の皆さんが学ばれる研修所で税務行政や住民行政についてお話する機会を持ってきました。その間には、多くの市町村の職員の皆さんからいろいろなお話を伺うことができました。そこでは多くの皆さんが自己啓発のためにいろいろ悩んでおられることも実感しました。そして、親しみやすいガイドブックを求めておられることも知りました。そうした経験なども参考にしながら現場の皆さんが戸籍実務を学修されるための参考になるようなものをまとめてみたいと考えていました。

本講義はそのような意図で始めるものです。どこまでその意図が満たされるかはわかりませんが、常に心がけたいと思っていますことは、この講義を通じて、読者の皆さんが、①自然に考えながら学修できること、②理由・根拠を常に意識することができるようにしたいこと、そして、そのためには、③対話方

式にしたほうが読みやすいと思い全体をそのように構成したいということです。

叙述は必ずしも体系的ではありませんが、どこからでも、どこでも読んでいただけるようにしたいと考えています。戸籍実務の全てをフォローするわけではありませんが重要な項目は取り上げていきたいと考えています。

本講義が少しでも読者の皆さんの学修意欲の向上にプラスになれば幸いです。

---

## 第1講 戸籍事務の高度の専門性について

---

T それでは始めましょう。Sさんは戸籍事務は初めての経験ですか。

S そうです。今までは福祉関係の仕事をしていました。戸籍の仕事は難しいよと友達に脅されています。

T 戸籍の仕事っていうとどんな感想を持ちますか。

S やはり出生届とか婚姻届とかの処理、それから戸籍記録事項の証明事務、そういうイメージがあります。つまり市民の皆さんと大変密接に繋がっているように感じます。

T そうですね。戸籍というのは、日本国民の国籍と親族関係を登録公証するものであるということは常識としても知っておられると思います。婚姻、離婚、認知、養子縁組、離縁などが戸籍の届出によって成立することも長い戸籍の歴史の積み重ねの中で多くの国民の皆さんにも理解されているといえましょう。戸籍情報の公開公証という面でも大事な機能を果たしています。

ところでこうした戸籍事務を運用していく上で、多くの法令が関係しています。その中心となるのが民法、特に親族法の規定とそれを受けての戸籍関係法令などです。しかし、それだけではありません。戸籍は日本人の国籍登録という機能も持っていますからその面に着目しますと国籍法令も重要な関係法です。戸籍の届出を介して住民票の作成に連動してその正確性を担保す

る等の機能をもっている面に着目しますと、住民基本台帳法令も大事な関係法です。最近増加している渉外的事件の処理という面に着目しますと、法の適用に関する通則法も必須の法律です。

S まだ内容はよくわかりませんが随分たくさんの方が関係しているんですね。

T まだありますよ。いろいろ経験されるとわかってきますが、戸籍の届出には、あらかじめ家庭裁判所の許可を要するものもあります。民法や戸籍法の中に多くの規定があります。そのために家事事件手続法（従前の家事審判法）があります。未成年者の養子縁組の場合の許可（民第798条）や氏の変更の許可（民第791条第1項、戸第107条第1項）などです。戸籍訂正についても規定があります（戸第113条等）。

さらに、夫婦・親子に関する基本的な身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟（婚姻無効の訴えとか認知の訴え、実親子関係存否確認の訴え等）である人事訴訟等については人事訴訟法が用意されています。これらの法律も戸籍の処理と深く関わっていますから、これまた大事な関係法律といえます。

このように見てきますと、戸籍実務は、実体法と手続法、司法機関と行政機関が接触・交錯する特異な法分野で極めて専門性の高い職務であることがわかりますね。

それにもう一つ付加しなければいけないことは、このように高度の法的専門性に富んでいることから、親族法なり戸籍法に関連した「裁判例」にも留意する必要があります。特に最高裁の判決などは時として戸籍実務の扱いに大きく影響することがありますし、そこまでいなくても民法等の解釈をする場合に大いに参考になることもあります。下級審の判決（審判）ももちろんその内容によっては大変参考になるものがあります。

加えて、法務省から出される関係法令等の制定・改廃等や具体的な事件処理に関連して出される通達とか通知などのいわゆる「先例」と言われているものも事務処理に直結する非常に大きな機能を果たしているものです。これ



らのことも記憶に留めておいてください。

S なんだか怖くなってきました。

T 心配は要りません。ただ、戸籍の仕事は大変レベルの高い法律執行業務だということをここでは頭に入れておけばいいでしょう。学修と経験の積み重ねが少しずつその怖れを除いてくれるでしょう。内容が理解できるようになると自然と興味も湧いてくるものです。

S それを期待して頑張ります。

---

## 第2講 法的なものの考え方について（リーガルマインド）

---

T 本論に入る前にもう一つ大事なことを確認しておきましょう。第1講で見ましたように、戸籍事務は高度に法的専門性をもつ職務だということが未だ抽象的ながら感じられたと思います。皆さんはまさに実務家として現実「生」の事件を扱われるわけですね。そして、その仕事の内容が民法という基本的な法律をはじめとして多くの法律等が関わるものです。そういう法的な仕事をこなすときに必要かつ有用な考え方の一つとして「法的なものの考え方」を心がけるということが言われています。そしてこれからの戸籍実務の処理に際してはこの「法的なものの考え方」を会得することがとても必要なものになっているように思います。リーガルマインドという言い方もされます。これも大体同じような意味です。お聞きになったことはありますか。

S 弟が法学部で法律を学んでいますので以前そんな言葉を聞いたことはありますが、なんのことだろうなんて思っていました。どういうことなんですか。

T そうですね。まず、「法的なものの考え方」が必要とされる背景からお話しておきましょう。端的に申しますと、私の経験からも言えることですが、現場の皆さんの中には、事務処理に際して、ある問題で「結論は知っているのに、なぜそのような結論になるのか、理由が分かっていないのではないか

な」と思わせられることが時折ありました。

実務というのは結論を実行する仕事ですから、もちろん結論を知ること自体は大変意味あることです。しかし、それだけでは少し違った問題に遭遇したときに結論を得られないこととなります。もし、ある結論を導く理由なり根拠をしっかりと押さえておけば、それまで扱ったことのない事例が出てきても多くは基本パターンとの違いを考えることによって正しい結論、妥当な結論を導き出すことができるようになります。結論を得られない時でも何が問題なのかという論点をつかむことができます。これが大事なことなんですね。

**S** そうすると、そうした「理由」「根拠」をしっかりと押さえた考え方を会得する方法として、「法的なものの考え方」というものが必要ということなんですね。

**T** 鋭いですね。まさに背景にあるのはそういうことです。そして、要するに「理由まで押さえた学修」をするためのキーとなるのが「法的なものの考え方」の修得にあるというわけです。

ですから、定義的に言いますと、「法的なものの考え方」とは、「基本となる知識や考え方を本質から理解し、使いこなすことができる力」と言ってよいかと思います。

例えば、民法なり戸籍法などのある条文を読む時にもこの「基本となる知識や考え方を本質から理解する」ことが基本ということになります。

**S** つまり、例えば、関係する条文等を読む時も、単に字面を形式的に読むだけではなく、どうしてこういう規定ができているのか、あるいは必要なのか、とそういう姿勢で読むことが必要かつ有用ということになるわけですね。

**T** そういうことですね。そして、実は皆さんのように日々「生」の事案を扱っておられるということは「法的なものの考え方」を修得するには大変好都合な環境にあるとも言えるのです。

**S** それは条文なり通達などの内容を頭で考えているだけでなく日々窓口

に出てくるいろいろな届出事件等の処理と関連させながら活かしていくことができるという意味でしょうか。

T そうです。法学部の学生にリーガルマインドを活用させて、知識を現実にあてはめる力を学ばせるとしても、彼らには現実にあてはめる材料に乏しいということと比較すれば明らかです。

S 逆に言えば私たちの場合にはあてはめの作業に連動していますから余計切実な問題ということも言えますね。

T そうですね。まあそういう姿勢で対応するように心がけることがスキルアップに大きく作用するということだと思います。期待しています。

S わかりました。

---

### 第3講 親子関係と出生届〔1〕

---

#### ■出生届処理に必要な法令

T それではこれから本論に入りましょう。最初に親子関係と出生届について考えてみましょう。出生届というのは届出事件の中では死亡届事件に次いで多い事件です。平成29年度の統計では全国で96万9,877件となっています。

ところで出生届というのはどういうものですか。

S はい。子どもが生まれた時に戸籍に記録するために届け出るものです。

T 究極的にはそういうことですね。でも単純に生まれたという事実を記録するというものではないですね。子どもが生まれるということは当然その子の父・母がいるはずですね。その親との関連が大事です。つまり、その子が法律上どのような地位で生まれてきたのか、ということですね。そういう事柄はどこに規定されているのでしょうか。

S 民法（親族法）に関係する規定があります。

T それではその民法の規定によって原則としては子の地位は決まるというこ

とになりますね。それでは、その子はどの戸籍に記録するのですか。

**S** その子の親の戸籍です。

**T** まず最低限、この二つ、生まれた子の法的地位の確定、そして、親の戸籍に記録する、ということがスタートとゴールになります。文字にすると簡単ですがこのスタートからゴールまでにはかなり骨の折れる作業が待っています。基本的なケースを念頭にそれを繙いていきましょう。

最初に出生届を適切に処理するためにどうしても心得ておかなければならない基本的な法令をまとめておきましょう。まずはじっくり読んでください。

### ★国籍法

#### 第2条（出生による国籍の取得）

子は、次の場合には、日本国民とする。

- 1 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 2 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 3 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

### ★民法

#### 第3条

私権の享有は、出生に始まる。

#### ② 略

#### 第772条（嫡出の推定）

妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

- ② 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

#### 第774条（嫡出の否認）



第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

**第777条（嫡出否認の訴えの出訴期間）**

嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない。

**第790条（子の氏）**

嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

② 嫡出でない子は、母の氏を称する。

**★戸籍法**

**第6条**

戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（略）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

**第18条**

父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

② 前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

③ 略

**第49条**

出生の届出は、14日以内（国外で出生があつたときは、3箇月以内）にこれをしなければならない。

② 届書には、次の事項を記載しなければならない。

- 1 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 2 出生の年月日時分及び場所

3 父母の氏名及び本籍，父又は母が外国人であるときは，その氏名及び国籍

4 その他法務省令で定める事項

- ③ 医師，助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には，医師，助産師，その他の者の順序に従つてそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし，やむを得ない事由があるときは，この限りでない。

### 第50条

子の名には，常用平易な文字を用いなければならない。

- ② 常用平易な文字の範囲は，法務省令でこれを定める。

### 第52条

嫡出子出生の届出は，父又は母がこれをし，子の出生前に父母が離婚をした場合には，母がこれをしなければならない。

- ② 嫡出でない子の出生の届出は，母がこれをしなければならない。  
③ 前2項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には，左の者は，その順序に従つて，届出をしなければならない。

第1 同居者

第2 出産に立ち会った医師，助産師又はその他の者

- ④ 第1項又は第2項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には，その者以外の法定代理人も，届出をすることができる。

### 第53条

嫡出子否認の訴を提起したときであつても，出生の届出をしなければならない。

### ★年齢計算ニ関スル法律

- ① 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

- ② 民法第143条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- ③ 略

S 随分多くの規定がありますね。びっくりしました。

T これ以外にもありますが、基本的なタイプの届出に関してはまずはこれらの規定が重要なものと言えましょう。これらの条文を見て何か気がついたことがありますか。

S 留意しなければならない条文が単に戸籍法などだけではなく、むしろ民法や国籍法等があつての戸籍法ということがよくわかりました。

T そうですね。とりあえずここでは次のことを確認しておきましょう。今挙げた関係法令は要するに、①戸籍に記録される人が日本人に限られるということ、②生まれた子の法的地位はどのようなものか、③戸籍の編製はどのような基準でされているのか、④その子はどの氏を称して、どの戸籍に記録されるのか、⑤出生届の届出に必要な事柄は何か、というような「出生」にまつわる事項が、国籍法、民法、戸籍法、同施行規則等のいくつかの法令によって規律されているということです。そして、現実の事件処理に際しては「通達」とか「回答」などの先例が大きな役割を果たしているということも頭の隅に記憶しておいてください。これらをセットで捉えることが大事です。

## 第4講 親子関係と出生届〔2〕

### ■出生と国籍

T 今回は出生の法的意義と国籍について考えることにしましょう。出生届の審査のいわばスタートの問題です。ところで、前回の関係法令の講義で、国籍法第2条の規定を挙げましたね。その理由はわかりますか。

S 国籍法第2条は出生により日本国籍を取得する場合を規定したものです。その条文にも「日本国民とする」とありますから日本の国籍取得の事由であることはわかります。

T それが戸籍とどう関わりますか。

S ああ、わかりました。つまり、戸籍の記載は日本人についてのみなされるということから、記録されるべき子が「日本人」であるかどうか、という判断が処理の前提になるからだと思います。

T そうですね。戸籍法には別に戸籍は日本人についてのみ編製するとは明記していませんが、しかし、そう解するのが当然ということをも前提にした規定もあります。わかりますか。

S 戸籍法の第23条に戸籍から除籍する場合の事由が書いてありますが、その中に、国籍（日本）を失った者も除籍されるとしています。これも戸籍の編製が日本の国籍を有する者のみについてなされるべきことからこのように規定されているのだと思います。

T そうですね。そのために、日本の国籍を失ったときは、速やかに戸籍から削除する必要があるため、国籍喪失届（戸第103条）及び国籍喪失報告（戸第105条）の規定をおいているわけですね。

まあ、通常は出生届出があったときに、国籍法の規定を見るまでもなく、出生子の親の戸籍があれば「日本国籍を有する父母」と考えてよいわけですからあまり問題はないと言えます。しかし、理論的にはそうした国籍取得に関する規定が出生子の戸籍記録の前提になっているということは前に触れました「法的なものの考え方」という面からも重要なことです。

さて、それから、もう一つ、民法の第3条がありましたね。「私権の享有は、出生に始まる。」と。この条文の意味も一応確認しておく必要がありますね。出生届の性質を考えると大事なことです。

どういう意味をもっているのでしょうか。

S 人は出生によって、法律上の権利・義務の主体となることができる地位・資格を取得するという意味で「権利能力」と呼ばれているものです。ですか

ら人の権利能力の始期が「出生」にあるということを示していると思います。

T そのとおりです。つまり、人は生まれることによって、等しく、法律上の権利・義務の主体となることができる、ということをも民法第3条は宣言しているわけです。

正確には「権利・義務能力」というべきでしょうが、一般的には「権利能力」と呼んでいます。権利能力の主体となることができるとは具体的にはどのような意味ですか。

S 例えば、生まれたばかりの赤ちゃんの将来を考えて学資保険契約を結ぶような場合にその契約の名義人として赤ちゃんの名義であることができるという意味でしょうか。

T 正確な理解です。実際の契約は親が代理してするわけですが契約の主体はあくまでも生まれたばかりの赤ちゃんということになります。そういうことが可能になっているわけですね。

そうすると出生によって当然にこのような「権利能力」を有している以上、戸籍にもそのことを速やかに登録する必要があることがわかります。氏名が登録されませんと不可能ではないとしても実際問題として契約自体が難しいという事もあります。

ここで注意して欲しいのは、「権利能力」の取得は「出生」という事実の発生により当然生じているということです。決して、出生届がされてそれが受理されて戸籍に登録されてから「権利能力」が発生するわけでないということです。

S ということは、そういう「権利能力」が生じていることをできるだけ早く戸籍に登録することが望ましいということになるわけですね。

T そうですね。ですから戸籍法は出生の届出は「14日以内」（国内の出生）にするように一定の人に届出の義務を課しているわけです。それは生まれた子の利益のためにも重要なことがわかりますね。住民票の作成にも連動しています。